

4月1日から市の組織の一部が変わりました

4月1日から市の組織を変更しました。課の名称や位置の変更など、市民の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【機構改革の概要】

1 課の新設

- ①「地方創生特任室」(企画政策部)
喫緊の課題である人口減少対策等に部局横断的に取り組みます。
- ②「健康推進課」(福祉保健部)
健康づくり推進体制の一層の強化を図ります。場所は健康管理センター内となります。
- ③「人道の港発信室」(産業経済部)
人道の港敦賀ムゼウムを主軸として敦賀の資源を活用した国際交流の推進を特任的に担当します。
- ④「新幹線まちづくり室」(都市整備部)
北陸新幹線受け皿づくりのソフト事業の部局横断的な調整・総括を特任的に担当します。

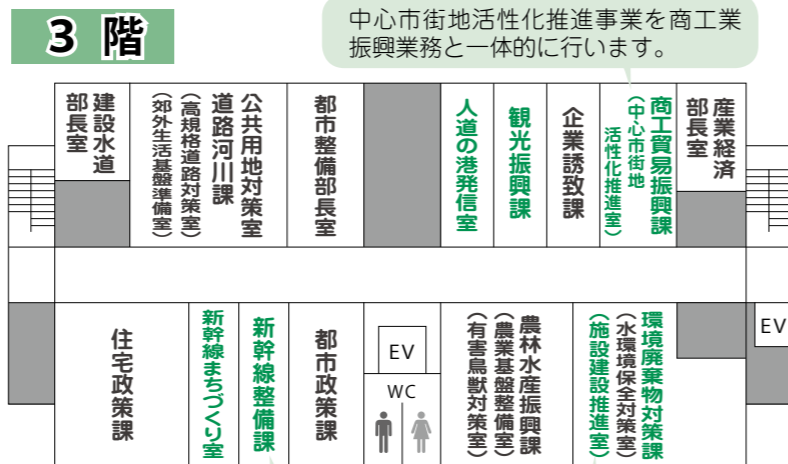
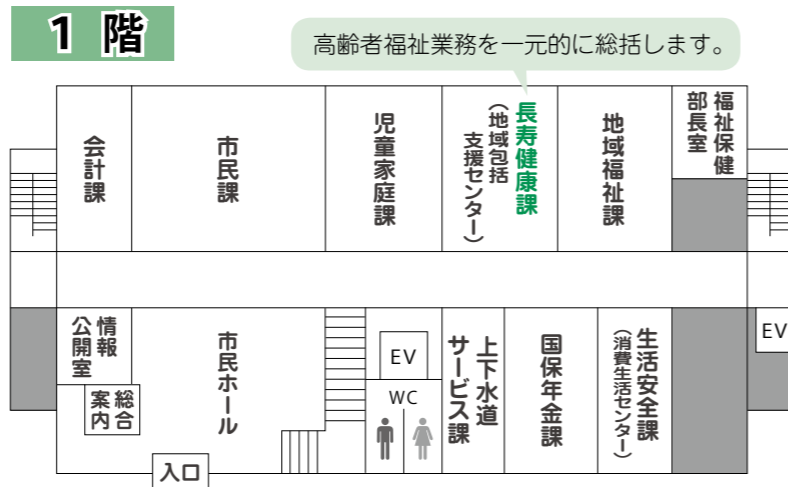
2 課の名称変更

- ① 環境・廃棄物対策課
→「環境廃棄物対策課」(市民生活部)
- ② 介護保険課
→「長寿健康課」(福祉保健部)
- ③ 商工・貿易振興課
→「商工貿易振興課」(産業経済部)
- ④ 観光・交流振興課
→「観光振興課」(産業経済部)
国際交流事業を「人道の港発信室」で行うため
- ⑤ 駅周辺整備課
→「新幹線整備課」(都市整備部)

3 課内室の新設・移管

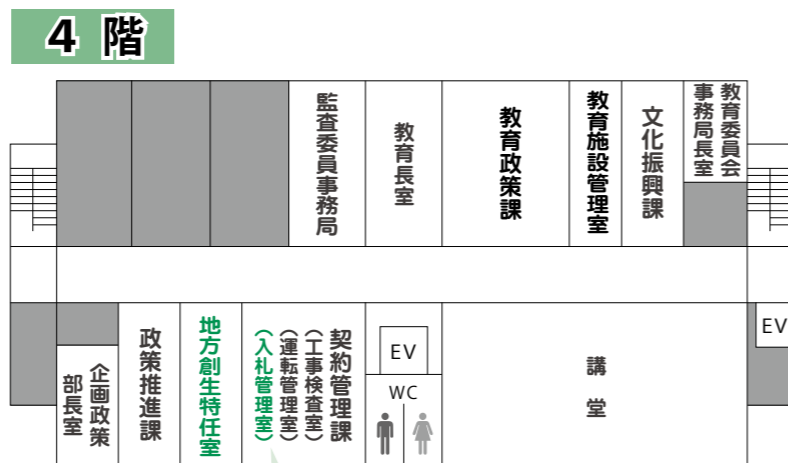
- ①「入札管理室」(契約管理課)
- ②「施設建設推進室」(環境廃棄物対策課)
- ③「中心市街地活性化推進室」(政策推進課) → (商工貿易振興課)

(緑字：新しい名称の課)



駅周辺整備を含めた北陸新幹線整備事業のハード面全般の整備を行います。

今後本格化する次期最終処分場設置業務等に対応します。



電子入札により執行する入札範囲の拡大を図る体制を整備します。

問合せ先 総務課 ☎ 22-8102

所得の少ない高齢者に3万円を支給

高齢者向け給付金の

申請を受け付けます！

賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者の方を支援するため高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を支給します。

支給対象者

次の①～⑤のすべての要件に該当する方

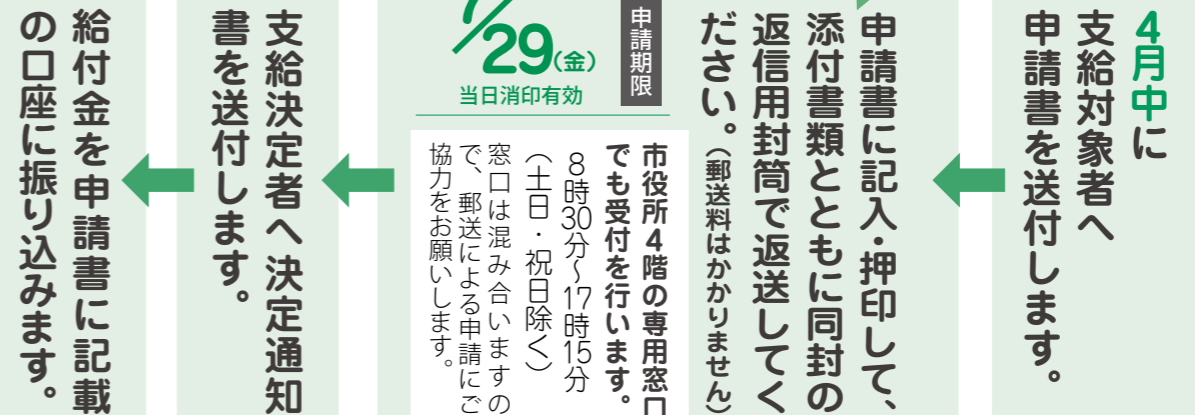
- ①平成29年3月31日までに65歳以上になる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)
- ②平成27年1月1日現在で敦賀市に住民登録がある方
- ③平成27年度分の市民税(均等割)が課税されていない方

給付額

✓対象者1人につき
30,000円
※1回限りの支給となります。

- ④平成27年度分の市民税(均等割)が課税されている方に扶養されていない方
- ⑤生活保護を受給していない方

支給の流れ



「振り込め詐欺」「個人情報の詐取」に注意！

高齢者向け給付金に関して、市役所や厚生労働省などがATMの操作をお願いすることはありません。不審な電話や郵便があった場合は、市役所か警察署(☎25-0110)に相談してください。

【問合せ先】
申請方法に関する問合せ
地域福祉課 ☎ 22-5080
kyuhukin@ton21.ne.jp
厚生労働省専用ダイヤル ☎ 0570-037192